

# **( 介護予防 ) 短期入所生活介護**

**令和 4 年度介護サービス事業者集団指導資料**

**長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班**

**令和 4 年 9 月**

## 共通事項

### 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。  
(令和6年3月31日までの経過措置)

運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」の記載が必要です。  
(参考：基準省令第37条の2、解釈通知3(31)虐待の防止)

### 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。  
(令和6年3月31日までの経過措置)

業務継続計画には、以下の項目を記載すること。

#### イ 感染症に係る業務継続計画

平時からの備え

(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

初動対応

感染拡大防止体制の擁立

(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

#### ロ 災害に係る業務継続計画

平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)

緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

他施設及び地域との連携

(参照：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」  
「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」)

従業者に対して周知・研修及び訓練(シミュレーション)を定期的を実施すること。

研修：業務継続計画の具体的内容を職員に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行。

定期的(年1回以上)開催するとともに、新規採用時の研修が望ましい。

研修の内容は記録すること。

感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

訓練(シミュレーション)：

有事に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)実施すること。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適当である。

事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

## 短期入所生活介護

### 短期入所サービスの連続利用・減額

#### 短期入所サービスの連続利用

##### 【算定基準】注17

利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

介護報酬では、30日を連続算定日数の上限としており、連続30日を超えた利用は、全額利用者負担となる。

#### 長期利用者に対する減額について

##### 【算定基準】注18

別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。

##### 【算定基準留意事項】2(20)

短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価している。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用しているものに対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。

#### 令和3年4月改定関係Q&A (Vol.3)

【問67】 連続して30日を超えてサービス提供を受けている場合、30日を超える日以降に受けたサービスについては介護報酬の請求が認められていないが、この連続利用日数を計算するにあたり、例えばA事業所にて連続15日間(介護予防)短期入所介護費を請求した後、同日にB事業所(A事業所と同一、隣接若しくは近接する敷地内でない事業所)の利用を開始し、利用開始日を含めて連続15日間(介護予防)短期入所生活介護費を請求した場合、連続利用日数は何日となるのか。

【答】 30日となる。(介護予防)短期入所生活介護の利用日数は、原則として利用

を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており、連続利用日数の考え方もこれに連動して介護報酬を請求した日数をもとに算定されるものである。このため、A事業所からB事業所に利用する事業所を変更した日については、A事業所・B事業所とも介護報酬請求を行うことから、利用変更日は2日と計算される。なお、上記の事例におけるB事業所がA事業所と同一敷地内にある場合、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている事業所であった場合は、A事業所は利用を終了した日の介護報酬請求はできないこととなっていることから、連続利用日数は29日となる。

## 緊急短期入所受入加算

### 【算定基準】

注15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11(認知症行動・心理症状緊急対応加算)を算定している場合は算定しない。

#### 別に厚生労働大臣が定める者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者。

### 【算定基準留意事項】(18)

緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。

「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。

ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。

また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊

急利用に努めること。

既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。

算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。

ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

平成27年4月改定関係Q&A (Vol.1)

【問91】 当初から居宅サービス計画に位置づけて予定どおり利用している利用者について、家族等の事情により急遽、緊急的に延長した場合に緊急短期入所受入加算は算定できるか。

【答】 算定できない。

【問96】 緊急短期入所受入加算を算定している者の緊急利用期間が月をまたいだ場合はどのように取り扱うのか。

【問96】 緊急利用期間が月をまたいだ場合であっても、通算して7日を限度として算定可能である。なお、この場合において、引き続き緊急利用枠を利用している場合に限り、翌月も緊急短期入所受入加算の算定実績に含めて差し支えない。

【問68】 緊急利用者の受入れであれば、短期入所生活介護の専用居室や特別養護老人ホームの空床を利用する場合のほか、静養室でも緊急短期入所受入加算を算定できるか。

【答】 緊急時における短期入所であれば、それぞれにおいて加算を算定できる。